

新型コロナウイルス感染症に対するPCR検査の取組みについて

1 内容

区では、感染者数が今もなお、増加傾向にあり、日々新たな感染者が出ていることは周知のとおりである。第2波の到来とも呼べるような状況のなか、介護事業所等を利用されている方への感染に伴う重症化を避けるため、従来のPCR検査の拡充に加え、有症状者や濃厚接触者に限らない新たな検査の取組みとして、介護事業所、障害者施設、保育園等で働く職員、特養等の施設入所予定者を対象とする社会的検査の実施に取り組む。

2 感染症の疑いがある有症状の方や濃厚接触者のPCR検査（従来型）

(1) 規模

1日あたりの最大想定検査件数を300件程度から600件程度に拡大する。

(2) 検査状況

区分	最大検査件数（6月末）	拡大後
区内医療機関	1日あたり 180件 （保険診療）	180件（－） （保険診療）
世田谷区医師会 玉川医師会	1日あたり 100件 （保険診療 80、行政検査 20）	260件（+160） （保険診療）
世田谷保健所	1日あたり 80件（行政検査）	160件（+80） （行政検査）
最大検査数	360件 （保険診療 260、行政検査 100）	600件 （保険診療 440、行政検査 160）

(3) 拡大にあたって

現在運営中のPCR検査実施施設内への検体採取検査機器の設置に向けた検討を進めている。効果としては、検査結果判明までの時間短縮化が図られ、検査翌日の午後以降に判明したものが翌朝には判明するものである。

(4) 事業費見込み

851,691千円（3次補正予算案）

【主な内訳】

医師・看護師、医師会委託 等 218,180千円
 民間検査機関委託 535,578千円
 PCR検査センター維持運営 等 97,933千円

3 社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査（社会的検査）

（1）内容

介護事業所等を利用されている方への感染に伴う重症化を避けるため、世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部での有識者との意見交換の場での提案を受け、感染疑いのある人に対しては、感染症拡大防止のため、従来どおりPCR検査を継続実施しつつ、介護、障害、保育等の接触を避けられない従事者に対する新たな取組みとして、社会的検査を実施する。

（2）社会的検査について

① 今般のコロナ禍において、施設利用者の重症化回避や人との密着度が高く、感染が起りやすいとされる社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査を行政検査として、社会的検査に位置づける。この検査については、令和2年8月18日付け厚生労働省通知に記されている。

② 介護事業所等を利用されている方への感染に伴う重症化を避けるとともに、保育等の現場においてはクラスター化を抑止することで、施設内感染の防止や事業所等のサービスを止めないことにつなげるため、介護、障害、保育等の現場で、対人接触を避けられない職員等に対し実施する。

これまでの区の発症例として、介護、障害、保育等の事業所が多いことから、実態に即したものとして、対象施設を絞った。

③ 対象施設においては、当面、従来型のPCR検査での実施とする。前鼻腔方式（自己採取）による医師や看護師立会いの下での検査や、プール方式は国との協議を経て実施する予定である。

（3）対象

約26,000人

①介護事業所で働く職員（約12,000人）

特養等の施設入所予定の方を含む

②障害者施設で働く職員 約3,000人（区立、民立）

③保育園（約10,000人）、幼稚園（約1,000人）で働く職員

※区内事業所で働いている職員を対象

（4）規模

23,000人分を想定（上記対象者の8割（約21,000人）の実施を想定し、さらに緊急対応分（約2,000人）を加算）

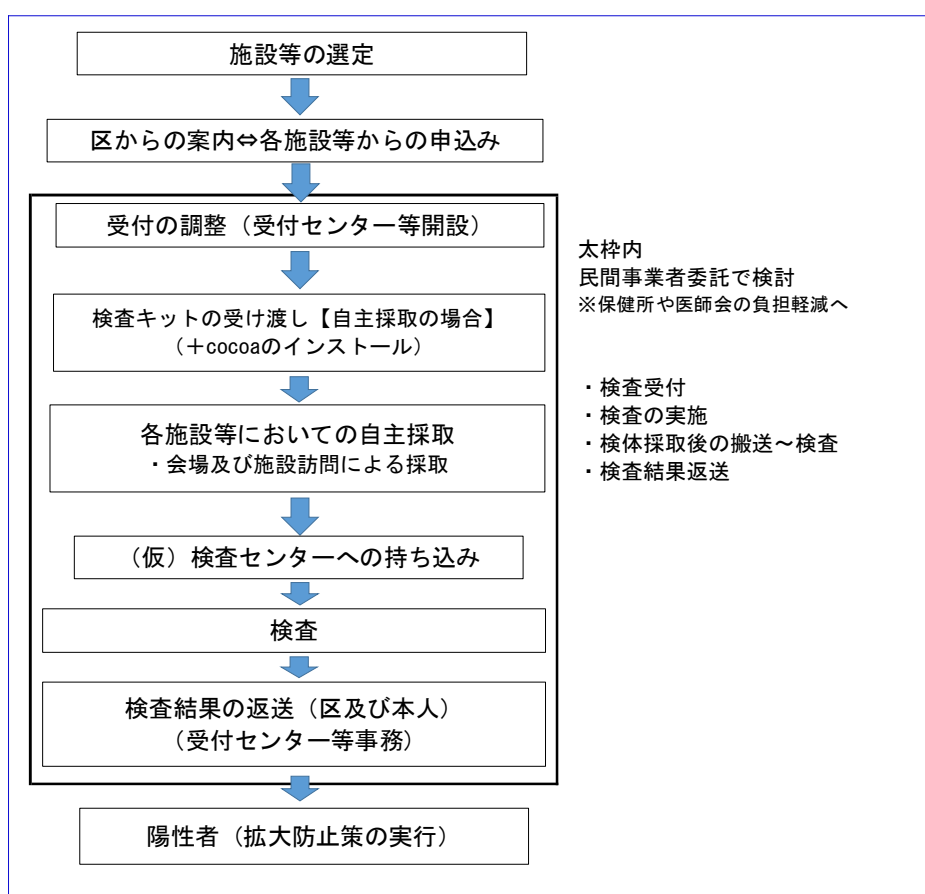
介護事業所から優先的に開始し、その後、②障害者施設、③保育園及び幼稚園の順に実施する。

なお、特に介護事業所については、利用されている方への感染に伴う重症化を避けるため、サービス種別のうち、複数の事業所から陽性者が発生しているもの（介護老人福祉施設、通所介護等）については、優先的に定期的検査を実施する。

(5) 手法

当面は従来型のPCR検査（鼻咽頭拭い方式1検体ずつ検査）での実施とし、会場の使用や施設訪問を予定する。前鼻腔方式（自己採取）による、医師や看護師立会いの下での検査や、プール方式は国との協議を経て実施する予定である。加えてcocoaのインストールも勧奨し、フォロー体制も拡充する。

なお、陽性者が発生した場合の対応は保健所となるが、濃厚接触者の範囲の特定、健康観察、接触追跡者（コンタクトトレーサー）など、民間事業者を活用した看護師等の専門職による実施を検討し、保健所から運用等に関するアドバイスなど、事業者が業務遂行できるフォロー体制を整え、保健所業務の負担とならないスキームを構築する。また、介護事業所及び障害者施設については、国のサービス継続支援事業や包括支援交付金の活用などを視野に入れ、陽性者が発生した際の事業継続のための支援にも取り組んでいく。



(6) 主な内訳

- ①医師・看護師等委託
- ②検査センター設置
- ③検査予約に関わる受付、日程調整等のシステム
- ④検査結果返信システム
- ⑤検査体制構築や事業者調整 等

(7) 概算経費

4億1,400万円（3次補正予算案）

【主な内訳】

医師・看護師派遣、検査費用等 2億4,900万円

初期費用、予約システム等	2, 700万円
検査後における健康観察等の調整等	1億3, 800万円（発症率1%で試算）

(8) 今後の取組み

社会的検査の実施に向けては、「場所の確保」「人材の確保」「財源の確保」の3つの要素が非常に重要である。中でも、社会的検査という観点から自己負担ではなく、財源については、国や都の財源の活用や区の独自財源やふるさと納税による寄附、賛同を得た民間企業等からの支援などが考えられる。

一方、令和2年8月18日付の厚生労働省通知では、高齢者施設等に勤務する者や新規入所者等については当該施設で感染者がいない場合であっても、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者は行政検査の対象となりうる旨が示されており、現在国に対して照会しているところである。

行政検査の適用範囲が拡大した場合、その検査費用等が国費となる可能性が高いことから、PCR検査の拡充を進めるにあたっては、国や東京都に対し必要性を説明し支援を求めていく。

また、療養施設の確保や拡大は必要な観点であることから、都と協議し区独自で確保に向けた検討をしている。加えて、感染症拡大防止への対応を優先することから、従来型のPCR検査は実施し、今後の感染状況の推移も見極めながら、状況によっては社会的検査を一旦休止する。

なお、今回の社会的検査については、下記のとおり段階的に取り組んでいく。

9月中旬	第1段階	8月18日厚生労働省通知に基づき行政検査に位置付けられる可能性の高い事例について介護事業所より先行実施。なお実施にあたっては既存の予算の範囲内で行う。 (想定事例) これまでに介護事業所の職員が陽性となった場合や濃厚接触者には該当しない場合も利用者への感染防止の観点から事業者がPCR検査の受診を希望した場合等を想定
10月～	第2段階	介護事業所（特養等の施設入所予定の方を含む）における社会的検査
	第3段階	障害者施設における社会的検査
	第4段階	保育園・幼稚園における社会的検査
		※上記第2～4段階においても、特に介護事業所については、利用者への感染に伴う重症化を避けるため、定期的な検査や施設における発症状況により繰り返しの検査を実施。
実施後		検査結果の検証や財源面の問題、今後の感染状況の推移も見極めながら、次の段階に向けて検討を続けていく。

【参考：その他施設】

- ・小中学校 約9,800人（教職員等）
- ・新BOP 約2,700人（常勤、指導員等）
- ・清掃職員 約300人

4 その他

新型コロナウイルスの感染拡大が続くなか、区ではPCR検査体制の拡充について検討を始めており、今後、PCR検査の拡大について注力する方針としたことから、抗体保有調査については当面見合わせる。

世田谷区におけるPCR検査体制と社会的検査の概要（まとめ）

世田谷区では、介護事業所等を利用されている方への感染に伴う重症化を避けるため、従来の「感染症の疑いがある有症状の方や濃厚接触者のPCR検査」の拡充に加え、有症状者や濃厚接触者に限らない新たな検査の取組みとして、介護事業所、障害者施設、保育園等で働く職員、特養等の施設入所予定者を対象とする「社会的インフラ（施設利用者の重症化回避や人との密着度が高く、感染が起こりやすいとされる）を継続的に維持するためのPCR検査（社会的検査）」を実施する。

①感染症の疑いがある有症状の方や濃厚接触者のPCR検査（従来型検査の拡充）

対象：発熱等有症状のある方または濃厚接触者

規模：1日600件程度

方法：保健所が行う行政検査、医療機関や医師会が行う保険診療によるPCR検査

【新規】

○現在運営中のPCR検査実施施設内への検体採取検査機器の設置に向けた検討を進めている。効果として、検査結果の時間短縮化を図る。

事業費見込み：851,691千円（3次補正予算案）

主な内訳：医師・看護師、医師会委託、民間検査機関委託、PCR検査センター維持運営等

②社会的インフラを継続的に維持し、重症化を避けるためのPCR検査（新規「社会的検査」）

対象：①介護事業所で働く職員（約12,000人）※特養等の施設入所予定の方を含む

②障害者施設で働く職員（約3,000人）

③保育園・幼稚園で働く職員（約11,000人）

規模：介護事業所から優先的に開始（約26,000人のうち、23,000人分を想定）

※23,000人分を想定（上記対象者の8割（約21,000人）の実施を想定し、さらに緊急対応分（約2,000人）を加算）

介護事業所から優先的に開始し、その後、②障害者施設、③保育園及び幼稚園の順に実施する。なお、特に介護事業所については、利用されている方への感染に伴う重症化を避けるため、サービス種別のうち、複数の事業所から陽性者が発生しているもの（介護老人福祉施設、通所介護等）については、優先的に定期的検査を実施する。

方法：当面は従来型のPCR検査（鼻咽頭拭い1検体ずつ検査）での実施（会場及び施設訪問を想定）

※前鼻腔拭いで自己採取による検査やプール方式は国との協議を経て実施予定

概算経費：4億1,400万円（3次補正予算案）

主な内訳：医師・看護師派遣、検査費用、初期費用、予約システム、検査後における健康観察の調整等今後の取組み

9月中旬 第1段階 8月18日厚生労働省通知に基づき、行政検査に位置付けられる可能性の高い事例について介護事業所より先行実施。なお実施にあたっては既存の予算の範囲内で行う。

（想定事例）これまでに介護事業所の職員が陽性となった場合や濃厚接触者には該当しない場合も利用者への感染防止の観点から事業者がPCR検査の受診を希望した場合等を想定

10月～ 第2段階 介護事業所（特養等の施設入所予定の方を含む）における社会的検査

第3段階 障害者施設における社会的検査

第4段階 保育園・幼稚園における社会的検査

※上記第2～4段階においても、特に介護事業所については、利用者への感染に伴う重症化を避けるため、定期的な検査や施設における発症状況により繰り返しの検査を実施。

療養施設の確保や拡大は必要な観点であることから、都と協議し区独自で確保に向けた検討をしている。加えて、感染症拡大防止への対応を優先することから、従来型のPCR検査は実施し、今後の感染状況の推移も見極めながら、状況によっては社会的検査を一旦休止する。